

指定管理料の上限額（定員 10 名）

1. 上限額の算定根拠

（円）

区分	内訳	単価（※）	人数	月数	金額	備考	
事務費	一般事務費（2歳未満）	883,440	10	12	106,012,800	定員～10人の保護単価	
	一般事務費（2歳児）	691,590	0	12	0		
	一般事務費（3歳以上）	586,360	0	12	0		
		心理担当職員加算	50,550	10	12	6,066,000	常勤
		小規模グループケア加算	62,210	10	12	7,465,200	
		小規模グループケア加算2	62,210	10	12	7,465,200	
		指導員特別加算	9,390	10	12	1,126,800	
		施設機能強化推進費	750,000			750,000	5月に認定
		入所児童処遇特別加算	1,016,000			1,016,000	3月に認定
		民間施設給与等改善費	214,183	10	12	25,701,960	
		社会的養護従事者処遇改善加算	3,679,200			3,679,200	対象常勤換算職員数 1年あたり336名の場合
		小 計				159,283,160	
事業費	一般生活費（3歳未満児）	61,760	10	12	7,411,200		
	一般生活費（3歳以上児）	53,450	0	12	0		
	被虐待児受入加算	26,100	4	12	1,252,800	R3～R5実績最大4	
	冷暖房費 旧4級地	2,270	10	12	272,400		
	期末一時扶助費	5,760	10	1	57,600	12月のみ	
	一時保護関係				5,250,480	R6予算計上額	
	病虚弱児等児童加算	106,610	1	12	1,279,320	R5実績	
	第三者評価受審費加算				314,000	※R7・R10年度のみ ※上限額(実費精算)	
	小 計				15,837,800		
合 計 ①					175,120,960	※R7・R10年度	
合 計 ②					174,806,960	※R8・R9・R11年度	

※令和6年1月19日付こ支家第680号こども家庭庁長官通知「「児童福祉法による児童入所施設措置費等 国庫負担金について」の一部改正について」による単価に基づき算出。

2. 各年度の指定管理料想定額

収支予算書（別記1「申請書類様式集」様式12）の作成にあたっては、下記金額と同額を各年度の指定管理料とすること。

（千円）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合 計
175,130	174,810	174,810	175,130	174,810	874,690

※令和7年度と令和10年度は、第三者評価の受審及び建築基準法第12条に基づく法定定期点検を実施予定のため、必ずこれにかかる経費を収支予算書に盛り込むこと。